

高額療養費のご案内

暦月ごとに計算	月の初日から月末までの受診を1カ月として計算します。
世帯合算	同じ世帯で同じ保険に加入の方は合算できます。
病院・診療所ごとに計算	同月内に複数の病院・診療所を受診し、一部負担金の合計がそれぞれ21,000円以上の場合は合算できます。(70歳以上は21,000円以上という金額の制約はありません。)
入院と外来は別々に計算	同じ病院・診療所でも入院と外来は別計算します。一部負担金の合計がそれぞれ21,000円以上の場合は合算ができます。(70歳以上は21,000円以上という金額の制約はありません。)
処方箋による調剤を受けたとき	薬局で支払った負担金は処方箋を発行した病院・診療所に含めて計算できます。
高額療養費の対象	入院時の食事代、居住費代、差額ベッド代は高額療養費の対象外です。保険診療の対象となるものだけが計算できます。

◆70歳未満の場合 ※直近1年間における高額医療費の支給を受けた回数が4回以上の場合です。

区分	所得区分	事故負担限度額	
		1～3回目まで	4回目以降(※)
ア	年収約1,160万円～の方 健保：標準報酬月額83万円以上の方 国保：年間所得(※基礎控除後の金額)901万円超の方	252,600円 (医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	140,100円
イ	年収約770～約1,160万円の方 健保：標準報酬月額53万～79万円未満の方 国保：年間所得600万～901万円以下の方	167,400円 (医療費が558,000円を超えた場合、超えた分の1%を加算)	93,000円
ウ	年収約370～約770万円の方 健保：標準報酬月額28万～50万円未満の方 国保：年間所得210万～600万円以下の方	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	44,400円
エ	～年収約370万円の方 健保：標準報酬月額26万円未満の方 国保：年間所得210万円以下の方	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税の方	35,400円	24,600円

◆70 歳以上の場合

区分	所得区分	自己負担限度額		
		外来 (個人ごと)	入院及び世帯単位の外来	
			1～3 回目まで	4 回目以降 (※)
III	年収約 1,160～の方 健保：標準報酬月額 83 万円以上の方 国保：課税所得 690 万円以上の方	57,600 円	252,600 円 (医療費が 842,000 円を超えた場合は、超えた分の 1%を加算)	140,100 円
II	年収約 770～約 1,160 万円の方 健保：標準報酬月額 53 万円以上の方 国保：課税所得 380 万円以上の方		167,400 円 (医療費が 558,000 円を超えた場合は、超えた分の 1%を加算)	93,000 円
I	年収約 370～約 770 万円の方 健保：標準月額 28 万円以上の方 国保：課税所得 145 万円以上の方		80,100 円 (医療費が 267,000 円を超えた場合は、超えた分の 1%を加算)	44,400 円
一般 II	現役並み・低所得者以外の方で ①、②の両方に該当する方 ①課税所得が 28 万以上 ②年金その他合計所得が 320 万以上	18,000 円または {6,000 円+(医療費)- 30,000 円×10%}※ ₂ の低い方※ ₁	57,600 円	44,400 円
一般 I	現役並み・一般 II・低所得者以外の方	18,000 円 ※ ₁	57,600 円	44,400 円
住民税非課税者	低所得者	8,000 円	24,600 円	
	低所得者 I		15,000 円	

※₁) 年間 144,000 円を上限とします。

※₂) 医療費が 30,000 円未満の場合は 30,000 円として計算します。